

## 寒河江市保健福祉関係団体認定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長が、保健又は福祉に関する事業を行う団体を保健福祉関係団体として認定することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (保健福祉関係団体の要件)

第2条 保健福祉関係団体の認定を受けることができる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 福祉対象者自らが組織する団体
  - (2) 福祉対象者に対する援護、後援を目的とする団体
  - (3) その他保健又は福祉の増進に関する活動を行う団体
- 2 前項の団体のうち、保健福祉関係団体の認定を受けようとする団体は、公の支配に属さない団体で、おおむね次に掲げる要件を備えていなければならない。
- (1) 市内に活動の本拠を有し、団体の事業を継続的かつ計画的に行う団体であること。
  - (2) 規約又は会則を有し、団体意思を表明する代表者が明確であり、団体の意思を決定し、執行する機構を有すること。
  - (3) 独立した経理、監査の機能が確立していること。
  - (4) 団体の構成員がおおむね5人以上で、その半数以上が寒河江市民であり、誰でも加入できる団体であること。
  - (5) 自ら自主財源を持ち、団体自身で事業に要する経費を最大限に負担するよう努力していること。
- 3 前2項の要件を備えている団体であっても、政治活動、宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体は除外するものとする。

### (認定等)

第3条 保健福祉関係団体の認定を受けようとする団体は、保健福祉関係団体認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請内容を審査し、保健福祉関係団体として認定したときは、保健福祉関係団体認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 前項の審査により、認定を却下したときは、保健福祉関係団体認定却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 認定の有効期間は、第2項の認定の通知があった日から3年を経過した日が属する年度の6月末日までとする。

- 5 引き続き認定を受けようとする団体は、認定の有効期間の満了する日の1月前までに、第1項に規定する書類により市長に申請するものとする。

(認定の取消し)

第4条 市長は、保健福祉関係団体の認定を受けた団体であっても、第2条の要件を失ったと認めるときは認定を取り消すものとし、保健福祉関係団体認定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更届)

第5条 認定を受けた団体は、代表者名等に変更を生じた場合は、保健福祉関係団体変更届出書(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前現に改正前の寒河江市保健福祉関係団体認定に関する要綱の規定に基づき、保健福祉関係団体として認定されている団体は、平成20年6月30日までの間、この要綱により認定された団体とみなす。

様式第1号

年 月 日

寒河江市長

殿

住 所

団 体 名

代表者名

保健福祉関係団体認定申請書

寒河江市保健福祉関係団体の認定に関する要綱第3条第1項の規定に基づき、保健福祉関係団体として認定されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| 1 団 体 名           |        |
| 2 規 約 又 は 会 則     | 別紙のとおり |
| 3 会 員 及 び 役 員 名 簿 | 別紙のとおり |
| 4 事 業 計 画 書       | 別紙のとおり |
| 5 予 算 書           | 別紙のとおり |

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

寒河江市長

保健福祉関係団体認定通知書

年 月 日付けで申請のあった保健福祉関係団体の認定について、寒河江市保健福祉関係団体認定に関する要綱第3条第2項の規定により、貴団体を保健福祉関係団体として認定しましたので通知します。

記

認定年月日 年 月 日

様

寒河江市長

保健福祉関係団体認定却下通知書

年 月 日付けで申請のあった保健福祉関係団体の認定の申請について、寒河江市保健福祉関係団体認定に関する要綱第3条第3項の規定により、貴団体を保健福祉関係団体として認定しませんので通知します。

却下理由	
------	--

この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒河江市長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、処分についての異議申立てに対する決定を経た後に、決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに係る決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

様

寒河江市長

保健福祉関係団体認定取消通知書

貴団体について、寒河江市保健福祉関係団体認定に関する要綱第 2 条の要件を失ったと認め、保健福祉関係団体の認定を取り消します。

取消年月日	
取消理由	

この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、寒河江市長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、処分についての異議申立てに対する決定を経た後に、決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、寒河江市（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに係る決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立てがあった日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号

年 月 日

寒河江市長

殿

住 所

団 体 名

代表者名

保健福祉関係団体変更届出書

寒河江市保健福祉関係団体の認定に関する要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更前	
変更後	